

令和5年5月15日

市政記者クラブ 様

名東区区政部市民課
担当：伊藤（778-3030）
（18時00分まで待機します。）

本市の事務処理誤りを原因とした個人情報の漏えいについて

このたび、名東区市民課における事務処理誤りを原因として、下記のとおり個人情報の漏えいがありましたので、ご報告いたします。

記

1 発覚年月日

令和5年5月9日（火）

2 概要

- 令和5年3月28日（火）、国外から名東区に転入したAさんについて、名東区役所市民課で転入届の処理を行う際、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）においてBさんと誤認し、Bさんの住民票コード及び個人番号を用いて住民記録システムに登録した。
- 令和5年5月9日（火）、Aさんが名東区役所保険年金課へ来庁し、日本年金機構（以下「機構」という。）から届いた「令和5年度国民年金保険料納付案内書」及び「領収（納付受託）済通知書」（以下「納付案内書等」という。）に心当たりがない旨の相談をしたことを契機に、Bさんの住民票コード及び個人番号をAさんに誤付番したことが発覚した。
- Aさんに届いた納付案内書等には、Bさんの基礎年金番号が記載されていた。機構は名東区から提出された個人番号の記載のある国民年金関係届書により、対象者住所・氏名等を更新している。名東区が誤付番し、国民年金関係届書に誤った個人番号を記載し機構に送付した結果、機構システム内のBさんの年金情報にAさんの住所・氏名等の情報が更新されたことにより本件漏えいが発生した。
なお、記載されていた基礎年金番号からBさんの特定には至らない。

3 漏えいした個人情報

Bさんの基礎年金番号及び国民年金保険料納付状況

4 対応

- Aさんに対して、誤付番について直接謝罪するとともに、Bさんの基礎年金番号が記載された納付案内書等を回収し、Aさんには改めて機構を通じて納付案内書等が送付されることを説明した。
- Bさんに対して電話にて謝罪をした。今後、謝罪文書を送付する予定。Bさんから希望があれば基礎年金番号を変更する予定だが、現時点ではその申し出はない。

5 原因

- 住基ネットにおける本人確認及び提出書類との照合が不十分であった。

6 再発防止策

- 住基ネットにおける本人確認を含め、国外からの転入届において確認する項目についてチェックリストを作成し、確認漏れを防ぐ。
- 対象者と同一人であるかの判断について複数人で行うことを徹底する。
- 職員全員に対して個人情報の取扱いに関する注意喚起を改めて行う。